

※令和8年6月から「中山間地域等加算」及び「介護職員等処遇改善加算」を追加・修正しました。

釧路市 訪問型サービス(訪問介護相当) サービスコード表

釧路市 訪問型サービス(訪問介護相当) サービスコード表						釧路市		
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス(訪問介護相当)11	1週当たりの標準的な回数を定める 場合	1週に1回程度の場合		1.176	1月につ き	
A2	1211	訪問型サービス(訪問介護相当)12		1週に2回程度の場合		2.349		
A2	1321	訪問型サービス(訪問介護相当)13		1週に2回を超える程度の場合		3.727		
A2	2411	訪問型サービス(訪問介護相当)21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型 サービスである場合		287	1回につ き	
A2	2511	訪問型サービス(訪問介護相当)22		生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満		179		
A2	2621	訪問型サービス(訪問介護相当)23		生活援助が中心である場合 所要時間45分以上		220		
A2	C211	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算11		1週当たりの標準的な回数を定める 場合	1週に1回程度の場合	12単位減算		-12
A2	C212	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算12		1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につ き	
A2	C214	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算13		1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37		
A2	C216	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当、訪問型サービスである場合	3単位減算	-3		
A2	C217	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算22		生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満	2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型サービス(訪問介護相当)高齢者虐待防止未実施減算23		生活援助が中心である場合所要時間45分以上	2単位減算	-2		
A2	D211	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める 場合	1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につ き
A2	D212	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算12			1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	
A2	D214	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算13			1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	
A2	D216	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算21		1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当、訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	
A2	D217	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算22			生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満	2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型サービス(訪問介護相当)業務継続計画未策定減算23			生活援助が中心である場合所要時間45分以上	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につ き	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が1					

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等加算及び介護職員等処遇改善加算は、A2において共通のサービスコードです。

※令和8年6月から「中山間地域等加算」及び「介護職員等処遇改善加算」を追加・修正しました。

釧路市 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に訪問型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1121	訪問型サービスA(緩和した基準による)11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合		1,058	1月につき	
A2	1221	訪問型サービスA(緩和した基準による)12		1週に2回程度の場合		2,114		
A2	2421	訪問型サービスA(緩和した基準による)21	1月当たりの回数を定める場合			258	1回につき	
A2	C221	訪問型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	11単位減算	-11	1月につき
A2	C222	訪問型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算12			1週に2回程度の場合	21単位減算	-21	
A2	C226	訪問型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算21		1月当たりの回数を定める場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D221	訪問型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	11単位減算	-11	1月につき
A2	D222	訪問型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算12			1週に2回程度の場合	21単位減算	-21	
A2	D226	訪問型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算21		1月当たりの回数を定める場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算			
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4011	訪問型サービスA(緩和した基準による)初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4012	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6112	訪問型サービスA(緩和した基準による)口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		口腔連携強化加算	50単位加算	50	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000加算		月1回 限度
A2	6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000加算		
A2	6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000加算		

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等加算及び介護職員等処遇改善加算は、A2において共通のサービスコードです。